

平成29年4月18日（火）
東 徹 議員（維新）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

1 問 弁護士会は強制加入団体であると言われているが、
それに違いはないか、法務当局に問う。

〔結論〕

- ・ 御指摘のとおり、弁護士会は強制加入団体（注）であり、
弁護士法上、弁護士となるには、日本弁護士連合会に備えた
弁護士名簿に登録されなければならない、この弁護士名簿
に登録された者は、当然、入会しようとする弁護士会の会
員となるとされている。

（注）強制加入制度は、国家機関の監督から弁護士の職務を独立させ
るという弁護士自治を徹底しつつ、弁護士の職務の公共性に照ら
し、弁護士の職務を規律し、もって、その適正を確保するという
公共の福祉の要請に基づくものと説明されている。

（参照条文）

○弁護士法（昭和24年法律第205号）

（弁護士の登録）

第八条 弁護士となるには、日本弁護士連合会に備えた弁護士名
簿に登録されなければならない。

（入会及び退会）

第三十六条 弁護士名簿に登録又は登録換を受けた者は、当然、
入会しようとする弁護士会の会員となり、登録換を受けた場合
には、これによつて旧所属弁護士会を退会するものとする。

2 （略）

(**対大臣**・副大臣・政務官)
4月18日(火) 参・法務委

司法法制部 作成
東 徹 議員(維新)

2問 弁護士会のような強制加入団体では、政治的中立性を確保することが極めて重要であると考え、法務大臣の見解を問う。

〔結論〕

- ・ 弁護士会の活動の在り方については、**弁護士法上、弁護士にはいわゆる弁護士自治（注）が認められており、法務省は、弁護士を監督する立場になく、弁護士会による活動についてお答えする立場にないため、お答えは差し控えたい。**

(注) いわゆる弁護士自治とは、一般に、弁護士資格の審査や弁護士の懲戒を弁護士団体内の自律に任せ、弁護士の職務活動や規律を、裁判所、検察庁又は行政官庁の監督に服せしめない原則をいうとされている。

(参照条文)

○弁護士法（昭和24年法律第205号）

（弁護士の登録）

第八条 弁護士となるには、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければならない。

（入会及び退会）

第三十六条 弁護士名簿に登録又は登録換を受けた者は、当然、入会しようとする弁護士会の会員となり、登録換を受けた場合には、これによつて旧所属弁護士会を退会するものとする。

2 （略）

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■■■■■■■】

平成29年4月18日（火）
東 徹 議員（維新）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

3問 弁護士会において、政治的中立性が適切に確保されるため、どのような対策が行われているのか、それが効果的であるのか、法務当局に問う。

〔結論〕

- ・ 御質問は、弁護士会の活動の在り方に関わるものであるところ、弁護士法上、弁護士にはいわゆる弁護士自治（注1）が認められており（注2）、法務省は、弁護士を監督する立場になく、弁護士会による活動についてお答えする立場にならないため、お答えは差し控えたい。

（注1）いわゆる弁護士自治とは、一般に、弁護士資格の審査や弁護士の懲戒を弁護士団体内の自律に任せ、弁護士の職務活動や規律を、裁判所、検察庁又は行政官庁の監督に服せしめない原則をいうとされている。

（注2）弁護士法において、いわゆる弁護士自治は、①弁護士となるには、日弁連に備えた弁護士名簿に登録する必要があること（第8条、第9条）、②弁護士会が、弁護士の指導、連絡及び監督を目的としていること（第31条）、③弁護士会について強制加入制が採用されていること（第36条）、④弁護士会が懲戒権を有すること（第56条、第60条）に現れている。

（参照条文）

○弁護士法（昭和24年法律第205号）

（弁護士の登録）

第八条 弁護士となるには、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければならない。

（登録の請求）

第九条 弁護士となるには、入会しようとする弁護士会を経て、日本弁護士連合会に登録の請求をしなければならない。

（目的及び法人格）

第三十一条 弁護士会は、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士法人の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。

(入会及び退会)

第三十六条 弁護士名簿に登録又は登録換を受けた者は、当然、入会しようとする弁護士会の会員となり、登録換を受けた場合には、これによつて旧所属弁護士会を退会するものとする。

(懲戒事由及び懲戒権者)

第五十六条 (略)

2 懲戒は、その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会が、これを行う。

(日本弁護士連合会の懲戒)

第六十条 日本弁護士連合会は、第五十六条第一項に規定する事案について自らその弁護士又は弁護士法人を懲戒することを適当と認めるときは、次項から第六項までに規定するところにより、これを懲戒することができる。

(対大臣・副大臣・政務官)
4月18日(火)参・法務委

司法法制部 作成
東 徹議員(維新)

4問 今後、法曹をどこまで増やす必要があるのか議論がある中で、なぜ法曹志望者を確保するために給付金制度が必要となるのか、法務大臣の見解を問う。

〔結論要旨〕

- ・ 一昨年の法曹養成制度改革推進会議決定においては、新たな法曹を年間1500人程度は輩出できるよう、必要な取組を進めることなどが定められたところ。
- ・ 法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るためには、修習給付金制度を設ける必要性が高いものと認識。

〔前提〕

- ・ 今後の法曹人口の在り方については、様々な御意見があると考えるが、一昨年の法曹養成制度改革推進会議決定においては、新たな法曹を年間1500人程度は輩出できるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、社会の法的需要に応えるため、より多くの質の高い法曹が輩出される状況を目指すべきとされたところ。

〔法曹志望者の大幅な減少等〕

- ・ 他方で、近年、法曹志願者が大幅に減少しており(注)、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくためにも、法曹志望者の確保は喫緊の課題となっている。



(注) 法科大学院志願者数は、平成16年当時は7万2,800人であったのが、平成28年は8,274人まで減少している。

〔結論〕

- ・ そこで、推進会議決定においても、司法修習生に対する経済的支援の在り方について検討するとされたほか、昨年6月の骨太の方針においても「法曹人材確保の充実・強化（中略）を推進する」ことがうたわれたところ。
- ・ これを受け、今般、法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るため、本改正法案により、修習給付金制度を創設することとしたものであり、このような制度を設ける必要性は高いものと認識している。

(参考資料) 法曹養成制度改革の更なる推進について（概要）

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■■■■■■■】

法曹養成制度改革の更なる推進について 概要

平成27年6月30日

法曹有資格者の活動領域の拡大

- 活動領域の拡大に向けた取組を継続(環境整備等)
【法務省】【日弁連、弁護士会に期待】【最高裁に期待】

法曹人口

当面1500人程度は輩出されるよう必要な取組を進め、
更にはこれにとどまることなく関係者が最善を尽くし、より多くの質の高い
法曹が輩出され、活躍する状況に(なお、質の確保にも留意)

- データ収集と検証【法務省】

法科大学院

司法試験に概ね7割*以上合格できるよう充実した教育を目指す

※累積合格率。地域配置等の教育実績等に留意。

……集中改革期間【平成30年度まで】

組織見直し

- 公的支援の見直し強化策の継続【文科省】、教員派遣見直し方策の継続【法務省】【最高裁に期待】
- 客観的指標を活用した認証評価の運用【文科省】
- 教育の実施状況等に関する調査手続の整備【文科省】
- 設置基準の見直しの検討等【文科省】

教育の質の向上

- 実務家教員等の活用、未修者教育の充実、先導的取組の支援【文科省】
- 共通到達度確認試験(仮称)の試行/その状況に応じ、司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有することを前提に、制度設計等の検討【文科省】【法務省】
- 適性試験等の在り方の検討【文科省】

経済的 時間的 負担軽減

- 奨学金制度・授業料減免制度による経済的支援の充実【文科省】
- 学部早期卒業・飛び入学による在学期間短縮【文科省】
- ICTを活用した法科大学院教育の実施の検討【文科省】

司法試験

予備試験

- 予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を検証+必要な方策を検討【法務省】
- 合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮【司法試験委員会に期待】
- 法科大学院改革の進捗に合わせ、趣旨に沿う者の受験を制約せず、かつ、法曹養成制度の理念を阻害せぬよう、必要な制度的措置を検討【法務省】

司法試験

- 選択科目の廃止の是非(引き続き検討)【法務省】
- 方式・合格基準等(検証を通じて一層適切な運用)【司法試験委員会に期待】

司法修習

- 導入修習等の着実な実施により司法修習内容の更なる充実【最高裁に期待】
- 経済的支援(司法修習の実態、法曹の収入等の経済状況、合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、検討)【法務省(最高裁等と連携)】

今後 フォローアップ(連絡協議環境)

(今後の課題) 社会的状況等を踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策の検討等

平成29年4月18日（火）
東 徹 議員（維新）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

5問 貸与制を導入した理由について、法務当局に問う。

〔前提〕

- ・ 給費制から貸与制への移行は平成16年の裁判所法改正によるものであり、貸与制は平成23年11月に修習を開始した新65期の司法修習生から実施されたところ。

〔貸与制を導入した理由〕

- ・ 貸与制を導入した理由は、
 - 司法修習生の増加に実効的に対応する必要があったこと
 - 司法制度改革の諸施策を進める上で限りある財政資金をより効率的に活用し、司法制度全体に関して国民の理解が得られる合理的な財政負担を図る必要があったこと
 - 公務員ではなく公務にも従事しない者に国が給与を支給するのは現行法上異例の制度であること
- 等を考慮すれば、給費制を維持することについて国民の理解を得ることは困難であったことを理由とするものである。

平成29年4月18日（火）
東 徹 議員（維新）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

6問 司法修習生に対する経済的支援策として、修習給付金制度以外の選択肢を検討しなかったのか、法務当局に問う。

- ・ 平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定に基づき、司法修習生に対する経済的支援策の制度設計を担った法務省においては、その制度設計の過程で、法曹人材確保の充実・強化を図るという制度目的との関連性やその効果のほか、現行の貸与制度との関係等を含め、様々な観点から検討を行うとともに、最高裁判所や日本弁護士連合会等とも必要な協議を行ってきた。
- ・ こうした検討・協議の過程においては、様々な案が検討されたところであるが、その結果が本改正法案であり、制度設計の段階における具体的状況を明らかにする場合には、誤解を招きかねない部分もあるため、お答えは差し控えたい。

平成29年4月18日（火）
東 徹 議員（維新）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

7問 昨年12月に法曹三者間において修習給付金制度の内容について確認がされたが、なぜ法曹三者で確認したのか、法務当局の見解を問う。

〔結論〕

- ・ 一昨年6月の法曹養成制度改革推進会議決定では、法務省において「最高裁判所等との連携・協力の下・・・司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討する」とされ、その制度設計は法務省が担うこととされたところ。
- ・ そこで、法務省は、この推進会議決定に基づき、各種の調査（注1）を実施したほか、文部科学省と共催している法曹養成制度改革連絡協議会の場等を通じ、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関との間で連絡・協議を行うなどして、司法修習生の経済的支援の在り方に関する検討を進めてきた。

（注1）①司法修習生の修習の履行状況、②修習資金の貸与申請状況、③法曹となった者の経済状況、④法学部生の法曹志望の状況等の調査を行った。

- ・ このように必要な調査・検討を進めてきたことに加え、法曹志望者の大幅な減少により、その確保が喫緊の課題となり、昨年6月の骨太の方針においても「法曹人材確保の充実・強化（中略）を推進する」ことがうたわれたところ。

法務省としては、これらの状況を踏まえ、司法修習生に対する新たな経済的支援策を創設することとし、新制度の円滑な実施に当たって協力が不可欠な最高裁判所及び日本弁護士連合会と対応策を確認した上、今国会に本法案を提出することとしたもの。

- （・ 有識者等の第三者は、本法案の具体的制度設計に直接関わっていないが、司法修習生に対する経済的支援の在り方

を検討する過程では、これまでに「法曹養成制度改革顧問会議」等（注２）において、各界の有識者の方々の御意見を聞いており、その点も参考にしながら、今回の制度設計を行っており、批判は当たらないものと考えてる。）

（注２）この他に、有識者の加わっていたものとして、「法曹の養成に関するフォーラム」、「法曹養成制度検討会議」がある。

（参考資料）

○ 報道発表資料（平成２８年１２月１９日）

報道発表資料



平成28年12月19日

法 務 省

司法修習生に対する経済的支援について

「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）においては、政府として「司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材確保の充実・強化（中略）を推進する」とこととされ、これまで法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会においてその対応を検討してきましたが、今般、三者間において、①平成29年度以降に採用予定の司法修習生に対する新たな経済的支援策となる給付制度を新設すること、②法務省が、当該支援策を実施する上で必要となる裁判所法の改正に向けた作業を進め、次期通常国会における同改正法案の早期成立に向けて努力すること、③最高裁判所及び日本弁護士連合会は、新制度の円滑な実施に協力すること、④新たな制度の導入後は同制度について継続的かつ安定的に運用していくことをそれぞれ確認しました。新たな制度の導入に当たっては、今後、平成29年度予算の閣議決定や裁判所法改正の手続を経ることとなります。

- 1 「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）
第2章 成長と分配の好循環の実現

5. 安全・安心な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

(2) 暮らしの安全・安心（治安、消費者行政等）

①治安・司法・危機管理等

（前略）法科大学院に要する経済的・時間的負担の縮減や司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材確保の充実・強化（中略）を推進する。

2 主な確認事項

法務省は、以下の制度方針に沿って裁判所法の改正に向けた作業を進め、次期通常国会における同改正法案の早期成立に向けて努力する。また、法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会は、新制度の円滑な実施に協力するとともに新たな制度の導入後は同制度について継続的かつ安定的に運用していくこととする。

- 平成29年度以降に採用される予定の司法修習生（司法修習第71期以降）に対する給付制度を新設する。
- 給付金額の概要は以下のとおり。
 - ・基本給付 司法修習生に一律月額13.5万円
 - ・住居給付 月額3.5万円（修習期間中に住居費を要する司法修習生を対象）
 - ・移転給付 旅費法の移転料基準に準拠して支払
- 現行の貸与制は、貸与額等を見直した上で、新設する給付制度と併存させる。
- 給付制度の導入に合わせ、司法修習の確実な履践を担保するとともに、司法修習を終えた者による修習の成果の社会還元を推進するための手当てを行う。

（問い合わせ先）

大臣官房司法法制部司法法制課 小林・原田

電話 03-3580-4111（内線2384）

03-3592-5427（直通）

(対^大臣・副大臣・政務官)
4月18日(火) 参・法務委

司法法制部 作成
東 徹議員(維新)

8問 なぜ、弁護士等の養成課程において司法修習が必要なのか、法務大臣の見解を問う。

〔結論要旨〕

- ・ 司法修習は、司法試験に合格した者を対象に、法曹になるために必要な養成を行うことを目的とするものであり、裁判官・検察官・弁護士のいずれになろうとする者についても、不可欠であると考えている。

〔結論〕

- ・ 司法修習は、司法試験に合格した者を対象に、法曹になるために必要な養成を行うことを目的とするものであり、現行法においては、裁判官・検察官・弁護士になろうとする者を一元的に養成する統一修習制度が採用されている。
- ・ これは、法曹三者である裁判官・検察官・弁護士は、それぞれ司法の担い手であり、職業としての法曹は一体であるべきであって、等しく高度の一般的教養と法律的素養を身につけるべきであることからして、重要な意義がある。
- ・ そして、司法修習は、実際の事件を通じて法律実務家からの指導を受けつつ、法曹として必要な能力を体験的に習得するものであり、裁判官・検察官・弁護士のいずれになろうとする者についても、不可欠であると考えている。

(参照条文)

○裁判所法（昭和22年法律第59号）

第六十六条（採用）司法修習生は，司法試験に合格した者の中から，最高裁判所がこれを命ずる。

2 （略）

第六十七条（修習・試験）司法修習生は，少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは，司法修習生の修習を終える。

2・3 （略）

○司法修習生に関する規則（昭和23年最高裁判所規則第15号）

第四条 司法修習生の修習については，高い識見と円満な常識を養い，法律に関する理論と実務を身につけ，裁判官，検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるように努めなければならない。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■】

平成29年4月18日（火）
東 徹 議員（維新）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

9問 修習給付金制度の創設により，国の財政的負担が増大することから，裁判所法を改正して司法修習の期間を短縮すべきではないか，法務当局の見解を問う。

〔前提〕

- 司法修習の期間については，裁判所法上「少なくとも1年間」とされているところ。
- このように，司法修習の期間が1年以上とされているのは，司法修習が司法制度の担い手たる法曹の養成に必須の課程であり，その期間内に法曹にとって必要な高度で専門的な能力を身につけなければならないことから，司法修習生が，司法修習の課程を通じ，これらの能力を十全に習得することが求められているところによる。

〔結論〕

- 修習給付金制度の創設後も，このような司法修習制度の重要性に変わりはなく，現時点で，その期間を短縮すべきものとは考えていない。

（参照条文）

- 裁判所法（昭和22年法律第59号）

第67条（修習・試験） 司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

2・3（略）